

請 願 文 書 表

【令和5年12月定例会議】

(件名・要旨)

佐藤光太郎監査委員の除斥に対して、議会議員の公式な見解・対応を求める請願書

【請願の要旨・項目】

令和5年10月25日に、小松島市議会議長宛てに、「令和5年7月3日提出の住民監査請求から令和5年10月17日小監75号までの佐藤光太郎監査委員の行為は、議会選出の監査委員としてふさわしくない。」として提出した。令和5年10月26日に小松島市議会議長から、「令和5年10月25日付でいただいております文書については、12月末までに回答しますので、よろしく願いいたします。」と返事をいただいた。12月末までとの回答は、期日の指定もなく、期限としても長過ぎるので、下記の趣旨・請願項目のとおり請願書を提出する。

令和5年7月3日 住民監査請求書を提出した。(小松島市ゲートボール場の件)

1. 令和5年7月3日受付の住民監査請求書には、事実証明(新聞記事)及び、市議会で討議された内容を含むと記載し提出している。しかし、佐藤光太郎委員は、除斥せず要件審理に加わった。
2. 令和5年7月13日住民監査請求が受理され、監査を執行した。
3. 令和5年7月24日に行われた請求人口頭陳述において、佐藤議員は除斥しないと陳述している。また、同日において、工藤監査委員からの「議会も含まれますか」との質問により、除斥を判断したとしているが、退席をしていないこと、及び監査請求書に変更事項・追加事項はなかった。
4. 口頭陳述後の、令和5年8月24日 佐藤光太郎氏は、請求人等に対して、議会事務局応接室において、除斥をしない、していないと陳述した。
5. 令和5年8月28日 請求代理人に対し、佐藤光太郎議員は、書面において監査委員として除斥の責任を避けた。
6. 令和5年8月30日住民監査請求に係る監査の結果が通知された。それによると、4頁(3)監査委員の除斥に関する記載があるが、佐藤光太郎監査委員が請求人及び請求代理人に対して陳述した内容と相違があり、事実に基づかない。
7. 令和5年10月17日小監第75号(却下通知)は、令和5年9月12日付で提出された住民監査請求及び、令和5年10月6日付小松島市監査委員に対し、提出された補正書による請求人等への回答である。却下通知によると「財務行為に当たらない行為を対象とする、ないしは、事実に基づかない、不適法な請求であると言わざるを得ない。」と記載されているが、除斥に関する佐藤光太郎委員の措置を事実に基づかないと監査委員が判断したならば、佐藤光太郎委員は、虚偽の答弁を行っている。

上記の経緯から、佐藤光太郎議員の措置に対しては、不服であることから、議会としての対応と見解を求める。

除斥

監査委員の独立性のためには、除斥制度のような監査制度の前提となる信頼確保制度が不可欠となる。監査委員の除斥は、監査の公正な執行を保証するために定められたものと解され、この規定に反した取扱いは違法という重大な法効果が生じる。

除斥の効果

除斥された監査委員は、除斥の制度趣旨に鑑み、監査請求に関する本案審理、本案決定のみならず、要件審理、却下決定にも出席することができないものと解される。除斥されるべき監査委員が出席して行われた監査は違法監査であるから、当該監査委員を除斥した上で再監査を行うべきである。